

平成29年三重県議会定例会
戦略企画雇用経済常任委員会説明資料
目次

◎ 議案補充説明

議案第19号「三重県情報公開・個人情報保護審査会条例案」
議案第21号「三重県情報公開条例の一部を改正する条例案」
議案第22号「三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案」
議案第23号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」
..... 1

◎ 所管事項

(1) 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成29年3月改訂版）（案）
について 5
(2) 三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略（仮称）最終案について 7
(3) 高等教育機関の充実等に向けた取組について 23
(4) 次期広聴広報アクションプラン（中間案）について 33
(5) 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について 55
(6) 三重県総合教育会議の開催状況について 57
(7) 審議会等の審議状況について 61

別冊資料1-1 三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略（仮称）最終案
別冊資料1-2 " 新旧対照表
別冊資料2 地域と高等教育機関の魅力発信冊子「みえコレッ！」

平成29年3月8日
戦略企画部

三重県情報公開・個人情報保護審査会の設置等を定める

条例案等について

1 条例案等の趣旨

三重県情報公開審査会及び三重県個人情報保護審査会の効率的、効果的な運営を図るため両審査会を統合し、三重県情報公開・個人情報保護審査会の設置条例を制定するとともに、三重県情報公開条例及び三重県個人情報保護条例については、それぞれの審査会の設置等に関する規定の削除等、規定を整備するものです。

2 各条例の概要

(1) 議案第19号「三重県情報公開・個人情報保護審査会条例」

三重県情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び運営等についての規定を整備します。
(平成29年6月1日 施行)

(2) 議案第21号「三重県情報公開条例の一部を改正する条例」

① 三重県情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴い、現行の三重県情報公開審査会の設置、組織及び運営等についての規定を削除します。
(平成29年6月1日 施行)

② 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、開示請求に係る公文書の非開示情報である「個人に関する情報」の定義の明確化を図ります。
(平成29年5月30日 施行)

(3) 議案第22号「三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例」

① 三重県情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴い、現行の三重県個人情報保護審査会の設置、組織及び運営等についての規定を削除します。
(平成29年6月1日 施行)

② 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、「個人情報」の定義の明確化を図ります。
(平成29年5月30日 施行)

③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理します。
(平成29年5月30日 施行)

※ 三重県情報公開条例及び三重県個人情報保護条例の一部改正は、両審査会の統合や関係法律の改正に伴う整理などを行うものであり、運用上の取扱いを変更するものではありません。

〈参考〉

1 三重県情報公開・個人情報保護審査会の組織等

- ① 優れた識見を有する者のうちから知事が任命する8人以内(現行は、両審査会を合わせて12人)の委員をもって組織し、任期は現行と同じく2年とします。
- ② 諮問事案を迅速に処理するため2部会制(各部会4人)を採用します。
- ③ 専門の事項を調査審議させるため、委員とは別に専門委員の設置ができることとします。

2 三重県情報公開条例における「個人に関する情報」の定義の明確化

氏名以外のその他の記述等、例えば旅券番号や保険証の記号番号により、特定の個人が識別される情報も、「個人に関する情報」として明確化します。

3 三重県個人情報保護条例における個人情報の定義の明確化

指紋データや旅券番号等を「個人識別符号」と定義し、これらの情報が含まれるものも「個人情報」として明確化します。

なお、情報公開条例において非開示とされる「個人に関する情報」の範囲と、個人情報保護条例による非開示情報としての「個人情報」の範囲は同じです。

議案第23号条例案について

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第九条第二項に基づく個人番号の利用及び番号法第十九条第十号に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第五条 番号法第十九条第十号の規定による条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第九条第二項に基づく個人番号の利用及び番号法第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第五条 番号法第十九条第九号の規定による条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>

◎所管事項

(1) 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略
(平成29年3月改訂版)(案)について

以下の資料(2月15日全員協議会配布資料)をご覧くださいませ
ようお願いします。

- ・ 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成29年3月改訂版)(案)

(2) 三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略（仮称）最終案について

1 戦略策定の目的

少子化の進行や共働き家庭の増加等、家庭を取り巻く環境が変化する中、「教育の原点」である家庭教育に対する支援の必要性が高まっていることから、家庭教育の充実を図るための応援戦略を策定し、子どもたちの「生き抜いていく力」の育成につなげます。

2 検討経過等

この戦略は、外部有識者や関係団体代表などで構成する「三重県家庭教育の充実に向けた検討委員会」及び庁内WGにより検討し、パブリックコメント、市町への意見照会における意見や、議会、三重県総合教育会議などでいただいた意見をふまえ、最終案を取りまとめました。

(中間案からの主な修正点は別紙1を、議会常任委員会でのいただいた意見への対応については別紙2をご参照ください)

○ パブリックコメント（詳細は別紙3をご参照ください）

実施期間：平成28年12月16日～平成29年1月15日

意見総数：30件

市町等関係機関へも意見聴取し、市町から5件の意見がありました。

3 戦略の最終案の概要（詳細は別冊資料1-1をご参照ください）

第1章 戦略策定の基本的事項

家庭教育のとらえ方、戦略の期間等、基本的事項を整理しています。

第2章 現状と課題

家庭や子どもの状況等、家庭教育をめぐる現状と課題を整理しています。

第3章 基本的な方向性

「基本理念」「基本方針」「取組の視点」を整理しています。

(1) 基本理念

子どもたちの豊かな未来の実現に向け
「子育ての喜び」を共に育む家庭教育応援の取組を
家庭の自主性を尊重するという基本姿勢のもと
社会全体の「つながり」の中で進める

(2) 基本方針

- ① 保護者と子どもの学びの応援
- ② 多様な主体で家庭を支える取組の充実
- ③ 家庭教育を応援する体制づくり

(3) 取組の視点

- ① 切れ目のない応援
- ② 地域の特徴や家庭の実情に応じた応援
- ③ 既存の取組の活用

第4章 取組方策

基本方針を具体的に展開するため、10の「取組方策」と3つの「家庭教育応援プロジェクト」を整理しています。

(取組方策)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 幅広い学習機会や情報の提供 | ⑥ 社会全体で家庭を支える気運の醸成 |
| ② 学習コンテンツの充実 | ⑦ 応援のための基盤づくり |
| ③ 子どもの習慣づくり | ⑧ 県、市町、学校等の連携強化 |
| ④ 次代の親としての学びの推進 | ⑨ 人材の養成 |
| ⑤ 多様な主体の連携による活動の促進 | ⑩ 相談体制の充実 |

(家庭教育応援プロジェクト) … 複数の取組を横断的・総合的に展開するもの

- テーマ1 みんなで進めよう！子どもの基本的な生活習慣づくり
- テーマ2 つくろう！家庭教育を応援する地域のネットワーク
- テーマ3 応援しよう！企業と連携した家庭の教育力アップ

第5章 戦略の推進にあたって

多様な主体への期待、県と市町の役割分担、庁内の役割分担および連携、戦略の進行管理を整理しています。

4 名称について

「三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略（仮称）」を改め、「みえ家庭教育応援プラン」を正式名称として策定します。

5 今後の予定

議会等での議論をふまえ、3月中に策定します。策定後すみやかに県ホームページを通じて公表するとともに、市町および関係機関に周知します。

別紙目次

別紙1	中間案からの主な修正点	・・・	10
別紙2	議会常任委員会でいただいた意見への対応について	・・・	16
別紙3	パブリックコメント等の結果概要について	・・・	20
別紙4	本戦略の特徴	・・・	22

別紙 1

中間案からの主な修正点（詳細は別冊資料1-2の新旧対照表をご参照ください）

(1) 基本理念の記述内容の修正（P19：頁数は最終案本冊のもの、以下同じ）

基本理念の『子育ての喜び』を共に育む家庭教育応援の取組』の説明文について、趣旨がより適切に伝わるよう表現を修正しました。

（←パブリックコメントをふまえた修正）

《修正前》

家庭教育応援の取組は、家庭教育を担う保護者の学びを応援するものでもあり、「保護者が子育てを通じて自らの人生を豊かにしていく」という視点をふまえることが大切です。そしてそのためには、保護者の元気や子育てに対する意欲が引き出されるよう取り組むことが極めて重要と考えられます。

《修正後》

家庭教育応援の取組は、家庭教育を担う保護者を応援するものでもあり、「保護者が子育てを通じて自らの人生を豊かにしていく」という視点をふまえることが大切です。そしてそのためには、知識やスキルを伝えることに重きを置くのではなく、保護者の元気や子育てに対する意欲が引き出されるよう取り組むことが極めて重要と考えられます。

(2) 基本理念の「めざすべき姿」の記述内容の修正（P20）

基本理念の「めざすべき姿」に、保護者にとって「多くの人との関わり合い」が重要であるという趣旨が伝わるよう、加筆を行いました。

（←パブリックコメントをふまえた修正）

《修正前》

保護者が、子育てに喜びや希望を感じ、またそのことを通じ成長し、自分自身の人生を豊かなものに行っている。

《修正後》

保護者が、多くの人との関わり合いの中で、子育てに喜びや希望を感じ、またそのことを通じ成長し、自分自身の人生を豊かなものに行っている。

(3) 取組方策①「幅広い学習機会や情報の提供」の取組の追加 (P25)

取組方策①「幅広い学習機会や情報の提供」の「基本的な取組」として「食育に関する情報や学習機会の提供」を追加しました。

(←農林水産部からの提案による追加)

《追加》

(食育に関する情報や学習機会の提供)

- 家庭教育の中で、食に関する正しい知識を子どもに伝えられるよう、市町、学校等、関係団体など、さまざまな主体と連携のうえ、食育に関する情報発信や学習機会の提供に努めます。

(4) 「推進のポイント」－「企業との連携・協力の促進」の記述内容の修正 (P33)

取組方策⑤「多様な主体の連携による活動の促進」－「推進のポイント」－「企業との連携・協力の促進」の記述内容について、「従業員の家庭は企業の基盤である」という観点からの記述を加えるなどの修正を行いました。

(←総合教育会議の意見、および検討委員会の意見をふまえた修正)

《修正前》

- 企業に対しては、仕事と子育ての両立支援を進める中での保護者への普及啓発や子育てしやすい職場づくりなど、企業活動をとおして家庭教育を応援することを働きかけます。

《修正後》

- 企業に対しては、「従業員の家庭は企業の基盤である」という観点もふまえ、仕事と子育ての両立支援を進める中での従業員に対する啓発や子育てしやすい職場づくりなど、企業活動をとおして家庭教育を応援することを働きかけます。

(5) 取組方策⑤「多様な主体の連携による活動の促進」の取組の追加 (P34)

取組方策⑤「多様な主体の連携による活動の促進」の「基本的な取組」として「地域未来塾の推進」を追加し、貧困家庭を支援する取組の記載を充実させました。

(←議会の意見、およびパブリックコメントをふまえた修正)

《追加》

(地域未来塾の推進)

- 放課後、土曜日、日曜日、長期休業等を利用し、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけられていない小中学校の子どもたちを対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力により子どもたちの学習習慣の確立と学力の向上を図るための学習支援活動「地域未来塾」を推進します。

(6) 取組方策⑤「多様な主体の連携による活動の促進」の取組の追加 (P35)

取組方策⑤「多様な主体の連携による活動の促進」の「基本的な取組」として「創意工夫等を行う場の提供」を追加しました。

(←雇用経済部からの提案による追加)

《追加》

(創意工夫等を行う場の提供)

- 創造性豊かな人間形成を旨とすることを目的として、県内の青少年の創意工夫や発明による作品の顕彰、展示を行う「三重県発明くふう展」(主催：一般社団法人三重県発明協会)を開催しており、青少年が家庭や地域において、創意工夫等を行う機会や場を提供します。

(7) 「基本的な取組」—「発達面等で支援が必要な子どもとその保護者に寄り添う支援」の記述内容の修正 (P35)

取組方策⑤「多様な主体の連携による活動の促進」—「基本的な取組」—「発達面等で支援が必要な子どもとその保護者に寄り添う支援」の取組内容について、「保護者と学校の共通理解のもと」に支援がなされることが明確に伝わるよう記述を加えるなどの修正を行いました。

(←検討委員会の意見をふまえた修正)

《修正前》

- 幼稚園・認定こども園・保育所、小中学校、高等学校や特別支援学校において、保護者がパーソナルカルテ等の情報引き継ぎツールを活用することで、必要な情報が確実に引き継がれ、障がいのある子どもが十分な教育や支援を受けられるよう支援します。

《修正後》

- 幼稚園・認定こども園・保育所、小中学校、高等学校や特別支援学校において、保護者がパーソナルカルテ等の情報引継ぎツールを活用することで、必要な情報が確実に引き継がれ、保護者と学校の共通理解のもとに障がいのある子どもが十分な教育や支援を受けられるよう支援します。

(8)「基本的な取組」―「家庭を支える企業等の活動の促進」の記述内容の修正(P40)

取組方策⑦「応援のための基盤づくり」―「基本的な取組」―「家庭を支える企業等の活動の促進」の取組内容に、「顕彰制度の活用」を含める旨加筆しました。

(←検討委員会の意見をふまえた修正)

《修正前》

- 地域社会全体で子どもの育ちや家庭を支えていくという趣旨に賛同する企業等を増やし、活発に活動いただくよう取組を進めます。

《修正後》

- 地域社会全体で子どもの育ちや家庭を支えていくという趣旨に賛同する企業等を増やし、顕彰制度の活用なども含め、活発に活動いただくよう取組を進めます。

(9) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーにかかる記述の整理

(P39～40)

取組方策⑦の「推進のポイント」と取組方策⑧の「基本的な取組」に位置づけていたスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーにかかる記述を修正・整理し、取組方策⑦で一元的に記述するようにしました。

(←市町からの意見をふまえた修正)

取組方策⑦の「推進のポイント」を次のとおり修正。また、取組方策⑧の「基本的な取組」である「スクールソーシャルワーカー等の活用」について、表題を「スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの活用」に修正したうえ、取組方策⑦に移動。

《修正前》

(学校へのスクールカウンセラー等の効果的な配置)

- 学校において家庭教育応援の取組を推進するためには、学校が組織として地域と連携して取り組む体制を整える必要があります。

福祉等の関係機関と連携した支援を行うスクールソーシャルワーカーや、心理的な支援を行うスクールカウンセラーの効果的な配置を進めることにより、こうした専門人材が中心となり、学校と保健福祉等関係機関とのネットワークづくりや地域で活動している既存の団体などとの連携・協力を進めていく方向をめざします。

《修正後》

(スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの効果的な配置と活用)

- 学校において家庭教育応援の取組を推進するためには、学校が組織として地域と連携して取り組む体制を整えることが大切です。

そのため、福祉等の関係機関と連携した支援を行うスクールソーシャルワーカーや、心理的な支援を行うスクールカウンセラーの効果的な配置や派遣を進めるとともに、こうした専門的人材を活用して、学校と福祉等関係機関等とのネットワークの構築をめざします。

(10) 取組方策⑧「県、市町、学校等の連携強化」の取組の追加 (P44)

取組方策⑧「県、市町、学校等の連携強化」の「基本的な取組」として「関係機関等との連携による学校への支援」を追加しました。

(←検討委員会の意見をふまえた修正)

《追加》

(関係機関等との連携による学校への支援)

- 子どもたちを取り巻く問題は多様化・複雑化しており、家庭教育を含めたさまざまな課題に対して、保健や福祉等に関する関係機関との連携により、学校を支援する専門人材の活用を含めた体制づくりを進めます。

(11) 取組方策⑨「人材の養成」の取組の追加 (P46)

取組方策⑨「人材の養成」の「基本的な取組」として「自然体験活動を担う人材の養成」を追加しました。

(←農林水産部からの提案による追加)

《追加》

(自然体験活動を担う人材の養成)

- 安全で快適な自然体験プログラムの活用が進むよう、活動団体等の人材養成を図ります。

(12) 庁内の連携体制にかかる記述内容の変更 (P59)

今後家庭教育応援施策を進めていくための庁内の推進会議については、「新たな会議の設置」と「既存の会議の活用」の両案があることから、柔軟に対応できる表現に記述を修正しました。

《修正前》

3 庁内の役割分担および連携

県としての家庭教育応援施策を進めるにあたっては、関係する部局がそれぞれの役割を果たすとともに、新たに設置する庁内連携会議の場を活用するなどにより連携し、切れ目のない家庭教育応援の取組を効果的に展開していきます。

(1) (略)

(2) 推進体制

関係部局で構成する「家庭教育応援推進会議(仮称)」を設置し、部局間の連絡調整、横断的な取組の推進を図るなど、日常的な連携・協力体制を構築します。

4 戦略の進行管理

本戦略の推進にあたっては、毎年度その成果を定期的に取りまとめ、県議会、総合教育会議、家庭教育応援推進会議に報告するとともに、会議等での意見をふまえ、次年度以降の施策展開に生かします。

《修正後》

3 庁内の役割分担および連携

県としての家庭教育応援施策を進めるにあたっては、関係する部局がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、切れ目のない家庭教育応援の取組を効果的に展開していきます。

(1) (略)

(2) 推進体制

関係部局で構成する推進会議を設置し、部局間の連絡調整、横断的な取組の推進を図るなど、日常的な連携・協力体制を構築します。

4 戦略の進行管理

本戦略の推進にあたっては、毎年度その成果を定期的に取りまとめ、県議会、総合教育会議、関係部局で構成する推進会議に報告するとともに、会議等での意見をふまえ、次年度以降の施策展開に生かします。

(13) 家庭教育応援取組方策の「ライフステージ別体系」の追加 (P60~61)

本冊の巻末に参考資料1として、家庭教育応援取組方策の「ライフステージ別体系」を追加しました。

(←検討委員会の意見をふまえた修正)

(14) 家庭教育応援の取組事例の追加 (P62~63)

本冊の巻末に参考資料2として、家庭教育応援の取組事例を追加しました。

(←総合教育会議の意見をふまえた修正)

別紙 2

議会常任委員会でいただいた意見への対応について

いただいた意見	対応状況
<p>全般的事項について</p> <p>○ 家庭教育の戦略は、取組の羅列ではなく、あるべき姿を示し、それが施策に結びついて成果が出る道筋を明示いただきたい。</p>	<p>→ 以下の点を工夫しました。</p> <p>① 取組方策の記述項目に「推進のポイント」を設け、推進上の手順や重視する点、留意事項などを記述することで、計画の戦略性を高めるよう努めました。</p> <p>② 具体的な取組については、早期に講じるべき「基本的な取組」と、中期的・発展的な観点から講じることが望ましい「発展的な取組」に区分し、優先度を明示しました。</p> <p>③ 複数の取組を相互に連携・補完させ課題解決の促進を図る、3つの「家庭教育応援プロジェクト」を位置づけ、横断的・総合的取組として展開していくこととしました。</p>
<p>○ 子どもたちのライフステージ別にしっかりと戦略を立てていくことが重要である。</p> <p>○ ライフステージをふまえることは大切である。特に、乳幼児教育は家庭教育が中心であり、今回重視いただきたい。</p>	<p>→ 本計画は、ライフステージ別の体系を採りませんでしたでしたが、策定にあたりライフステージをふまえた検討を行い、その結果を取組内容の記載に生かしました。</p> <p>なお、本冊の巻末に参考1として、取組方策の「ライフステージ別体系」を示しました。(P60～61)</p> <p>(資料に記載のとおり、乳幼児教育の取組も数多く位置づけています。)</p>
<p>名称について</p> <p>○ 「戦略」という言葉を名称に用いるのは適切ではないと感じる。</p>	<p>→ ご意見をふまえ、本計画の正式名称を次のとおりとする予定です。(現時点では仮称)</p> <p>(旧) <u>三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略</u></p> <p>(新) <u>みえ家庭教育応援プラン</u></p>

いただいた意見	対応状況
<p>基本理念について</p> <p>○ 「子どもたちの『生き抜いていく力』をつけるために、家庭教育はどうあるべきか」という論理で記述をするのは不適切である。それでは、親も子どもも息苦しくなってしまう。</p>	<p>→ ご意見をふまえ、「基本理念」－「子どもたちの豊かな未来の実現に向け」の第1段落を、次のとおり記述しています。(P18)</p> <p><u>家庭教育は、来るべき時代を生きていく子どもたちの豊かな未来を願って行われる営みです。生まれながらにしてかけがえのない存在である子どもたちは、乳幼児からの家族とのふれあいや共同体験など愛情に支えられた日々の営みの中で、一人ひとりが可能性を開花させ、「生き抜いていく力」を身につけ、人生を豊かに輝かせていきます。</u></p>
<p>○ 家庭教育の中では子どもの最善の利益を考えなければいけない。その意味では、「三重県子ども条例」との関係をこの中にどう盛り込むのか検討願いたい。</p>	<p>→ ご意見をふまえ、「基本理念」－「子どもたちの豊かな未来の実現に向け」の第2段落を、次のとおり記述しています。(P18)</p> <p><u>本戦略においては、「子どもの最善の利益を尊重する」という三重県子ども条例の基本理念をふまえ、家庭教育の応援に携わるあらゆる立場の者が、「全ては子どもたちの未来のために」という共通の思いを胸に、取組を進めていくものとしします。</u></p>
<p>保護者の意識に係る表現について</p> <p>○ 「保護者の家庭教育に対する意識の差」という記述が、保護者の意識に優劣を付けるようにも受け取れる。「考え方や意識の違い」などへの変更を検討願いたい。</p>	<p>→ ご意見をふまえ、「取組方策①」－「推進のポイント」－「保護者に応じたアプローチの工夫」の第1段落を、中間案の段階で、次のとおり修正しています。(P24)</p> <p><u>保護者の家庭教育に対する考え方や意識の違いに応じ、アプローチの方法を工夫する必要があります。</u></p>

いただいた意見	対応状況
<p>課題を抱える家庭への対策について</p> <p>○ 貧困など課題を抱える家庭にどう対応するのか。貧困対策にはアウトリーチ型の人材育成が求められるが、そうした記述が見られない。困難家庭への対応についてもっと踏み込んで記述すべきである。</p>	<p>→ 困難な課題を抱える家庭等への対応については、「学校等と連携した児童虐待の防止」(P35)、「発達面で支援が必要な子どもとその保護者に寄り添う支援」(P35)、「子どもの貧困対策体制」(P40)、「地域のネットワークによる支援」(P41、54)などの記述をしています。</p> <p>特に、「地域のネットワークによる支援」は、孤立しがちな家庭に対する見守りや居場所づくり、訪問型支援(アウトリーチ)を行う仕組みとして位置づけているもので、その促進に向け、市町と連携して取り組むこととしています。</p> <p>ご意見をふまえ、こうした記述に加えて、貧困家庭を支援する取組として、次の取組を追加します。(P34)</p> <p><u>(地域未来塾の推進)</u></p> <p><u>放課後、土曜日、日曜日、長期休業等を利用し、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする小中学校の子どもたちを対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力により子どもたちの学習習慣の確立と学力の向上を図るための学習支援活動「地域未来塾」を推進します。</u></p>

いただいた意見	対応状況
<p>市町や企業等との連携について</p> <p>○ 市町との緊密な連携が必要である。</p> <p>○ この戦略をうまく進めるためには、市町、企業、NPO等との協働が必要である。地域をうまく活用していくことが望ましい。</p>	<p>→ 市町との連携については、取組方策⑧（P42～44）に詳しく記述しています。</p> <p>特に、県と市町が情報を共有し、意見を出し合う「家庭教育応援推進連携会議（仮称）」の設置や、それぞれの強みや特徴を生かした市町の取組をモデル事業として具体化する取組を進めていくこととしています。</p> <p>企業との連携についても、「家庭教育応援プロジェクト」のテーマ3（P56～57）で取り上げるなど、随所に記述しました。</p> <p>「みえ次世代育成応援ネットワーク」などを通じて、情報提供や意見交換を重ねながら、連携を深めていくこととしています。</p>

別紙 3

パブリックコメント等の結果概要について

(1) 意見募集期間

平成28年12月16日～平成29年1月15日

※ 市町に対しては、パブリックコメントとは別に、平成28年12月15日～平成29年1月13日の期間で意見照会を実施しました。

(2) 意見内容

① 意見総数

パブリックコメントによる意見総数は30件でした。これらの中には同じ内容の意見もありましたので、26件に集約して整理しました。

また、市町からは5件の意見がありました。

② 項目別意見件数

項 目	県民からの意見数	市町からの意見数
全般	6	
第2章 現状と課題	4	1
第3章 基本的な方向性 1 基本理念	10	
第3章 基本的な方向性 3 取組の視点	1	
第4章 取組方策 全般	1	
第4章 ①幅広い学習機会や情報の提供	1	
第4章 ③子どもの習慣づくり		1
第4章 ⑥社会全体で家庭を支える気運の醸成	1	
第4章 ⑦応援のための基盤づくり		1
第4章 ⑧県、市町、学校等の連携強化	2	1
第4章 家庭教育応援プロジェクト テーマ1		1
合計	26	5

③ 対応状況

対応区分	県民からの意見への対応件数	市町からの意見への対応件数
① 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	4	2
② 意見や提案内容が既に反映されているもの	11	1
③ 最終案や今後の取組の参考にさせていただくもの	3	1
④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	0	0
⑤ その他 (①～④に該当しないもの)	8	1
合計	26	5

(3) 意見の概要

① パブリックコメントによる意見の概要

「基本的な方向性」についての意見が11件と多く、全体の半数弱を占めました。そのほとんどが基本理念に関するものであり、賛同の意見が6件、記述の充実・修正に関する意見が5件という内訳でした。

上記以外の意見(15件)については、家庭教育応援についての提言・要望にあたる意見が10件、記述の充実・修正に関する意見が4件、賛同の意見が1件という内訳であり、内容面での傾向は特に見られませんでした。

《主な意見の概要》

- ・子育てに不安を感じる保護者や困難な課題を抱える家庭がなぜ増加したかについて、社会構造や労働環境の変化を含め記述する必要がある。
- ・家庭に介入するのではなく、家庭の自立を支える視点での取組を期待する。
- ・家庭を支える主体としてPTAも加えてはどうか。
- ・子育ては保護者自身の成長につながる楽しいものだという記述をした方が良い。
- ・「子育ての喜びを共に育む」は、とても希望を感じる表現である。
- ・「保護者の学びを応援する」という表現は上から目線の押し付けに感じる。
- ・「既存の取組の活用」という視点に賛成である。
- ・男性の育児参画の推進には、ワーク・ライフ・バランスが不可欠である。

② 市町からの意見の概要

市町からの意見については、データ選定の適切性に関する意見や記述内容の明確化を求める意見など、戦略策定にかかる技術的な意見が目立ちました。

《主な意見の概要》

- ・図表データとして他県や首都圏での実態調査結果を提示するのは適切か。
- ・「習慣づくり」の言葉の説明が必要。
- ・母子保健事業は家庭教育の重要性を多くの人に知ってもらえる機会なので、切れ目のない母子保健体制構築の取組をぜひ進めてほしい。

本戦略の特徴

(1) 記述内容の特徴

① 基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進

子どもの習慣づくりについて、「取組方策」の一つに掲げるとともに、「家庭教育応援プロジェクト」でも取り上げるなど、積極的な位置づけを行いました。特に、食事、運動、睡眠、読書、歯みがきなど各家庭における子どもの基本的な生活習慣づくりが進むよう、PTAや市町等とも連携して取り組むこととしています。

② 「地域のネットワークによる支援」の促進

孤立しがちな家庭に対する見守りや居場所づくり、訪問型支援（アウトリーチ）を行う仕組みとして、関係機関・専門人材等と連携した「地域のネットワークによる支援」を位置づけ、市町と連携して取り組むこととしました。

今後、市町の状況にあわせて、まちづくり協議会、地域包括ケアシステム、学校支援地域本部など既存のネットワークを活かし取組を進めます。

③ 企業との連携による取組の推進

家庭教育応援の取組を進めるにあたり、企業との連携を強める方向をめざすことを明記しました。企業の理解を十分に得て、社会意識の変革や気運づくり、学びの場の提供などの取組に参画いただくよう、積極的に働きかけていくこととしています。

(2) 構成の特徴

① 基本理念

「子どもの最善の利益を尊重すること」、「保護者の元気や意欲を重視すること」、「家庭の自主性を尊重すること」、「社会全体で進めること」を基本理念として整理し、明確に位置づけました。

② 推進のポイント

取組方策の記述項目の中に「推進のポイント」を設け、推進上の手順や重視する点、特に留意すべき事項などを記述することにより、計画全体の戦略性を高めるよう努めました。

③ 基本的な取組と発展的な取組

具体的な取組の記述にあたっては、早期に講じるべき「基本的な取組」と、中期的・発展的な観点から講じることが望ましい「発展的な取組」に区分し、取組の優先度を明示しました。

④ 家庭教育応援プロジェクト

複数の取組を相互に連携・補完させ課題解決の促進を図る、3つの「家庭教育応援プロジェクト」を位置づけ、横断的・総合的取組として展開していくこととしました。

(3) 高等教育機関の充実等に向けた取組について

県では、若者の県内定着の促進と地域の活性化に向けて、県内高等教育機関の教育の質や魅力を高める取組を支援するとともに、地域との連携を促進する取組等を進めています。

1 高等教育機関魅力向上支援補助金（県版COC）

学生確保や県内への定着促進等に取り組む県内高等教育機関に対し助成を行うものであり、現在、平成 27 年度からの継続分 3 件、平成 28 年度新規採択分 3 件（うち 1 件は平成 28 年度限り）に対して、助成を行っています。

平成 29 年度は、平成 28 年度限りの 1 件を除く、5 件について継続して助成を行います。

【平成 27 年度採択分】

- ・高田短期大学
テーマ：「未来」・「夢」・「実現」応援プロジェクト
- ・三重大学
テーマ：「地域企業就職支援パッケージ」「就職支援コンシェルジュ」
推進事業
- ・近畿大学工業高等専門学校
テーマ：学生と取組む魅力向上・発信事業

【平成 28 年度採択分】

- ・鈴鹿医療科学大学
テーマ：医療・福祉人材の育成と地元定着促進のための多職種連携
実践教育の取り組み
- ・鈴鹿大学短期大学部
テーマ：地域ぐるみ事業による子育ての魅力がミエる県づくりプロジェクト
- ・高田短期大学 ※平成 28 年度限り
テーマ：高短だからこそ出来る地域指向型魅力発信プロジェクト

2 高等教育コンソーシアムみえ

高等教育コンソーシアムみえ（事務局：三重大学）では、県内高等教育機関相互並びに県内高等教育機関と地域との連携を促進することにより、県内高等教育機関の教育、研究、地域貢献の各機能の向上を図り、人口減少の抑制及び地域の活性化を実現することをめざしています。

(1) 学生を対象とした意識調査

コンソーシアム事業等を推進するための基礎資料とするため、県内高等教育機関の最終学年の1年前の学生を対象として、就職、インターンシップ、地域活動についての意識等の調査を実施しました。

現在、分析中であり、年度末までにコンソーシアムとして報告書を取りまとめることとしています。

【アンケート調査概要】

- ・調査期間：平成28年9月1日～10月30日
- ・調査対象：三重県内13高等教育機関の各学生
(大学…3年生(6年制大学は5年生)、高等専門学校…4年生、短期大学…1年生)
- ・調査方法：悉皆調査
- ・標本数4,362件 回収数3,146件 回収率72.1%

(2) 「三重を知る」共同授業の開発・試行

平成28年度は、「三重を知る」共同授業の開発に向けた調査・検討を行いました。その結果、平成29年度から三重大学において講義型科目2科目（「三重の歴史と文化」「三重の産業」）、コンソーシアム主催授業としてPBL（課題解決型）科目3科目（「食と観光実践」「次世代産業実践」「医療・健康・福祉実践」）を試行的に開講することとなりました。

平成29年度は、コンソーシアム主催授業の更なる充実、各高等教育機関が連携して実施する授業の評価の仕組みづくり、単位互換協定締結に向けた検討を行う予定です。

(3) 地方創生に取り組む市町、地域の支援

地域貢献活動の一環として、地方創生に取り組む自治体、企業、地域団体等を事業の受託や共同研究等により支援します。

平成28年度は、市町のニーズ把握を行うとともに、平成29年度からの事業開始に向けた推進体制の検討を行いました。

平成29年度は、市町のニーズの更なる深掘りや企業・地域団体等のニーズ把握、県内高等教育機関のシーズの把握に取り組むとともに、事業の受託や共同研究等の実施に向けた提案活動を行う予定です。

また、現在、健康福祉部子ども・家庭局の「大学生の結婚等意識調査及びライフプラン教育促進事業」の受託に向けて準備を行っているところです。

3 地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金

県内の条件不利地域への若者の定着を促進するため、同地域への居住等を条件に、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成する制度を創設しました。

【制度概要】

- ・募集人員 20 名、助成率 1/4、限度額 100 万円
- ・指定地域に 4 年間居住した場合に 1/3 を交付、8 年間居住した場合に残額を交付

平成 28 年 10 月 17 日から平成 29 年 2 月 10 日まで支援対象者の募集を行った結果、申請書の送付が 27 件あり、そのうち、応募資格を満たし第一次審査に進んだ申請は 22 件でした。

現在、第一次審査（書面審査）が終わり、3 月 13 日（月）に第二次審査（面接審査）を行うこととしています。

平成 29 年度は、申請件数が当初の想定より少なかったことから、対象となる奨学金の要件を拡大するなどの見直しを検討します。

4 大学生版サミット

伊勢志摩サミット関連事業として開催された「大学生国際会議 in 三重」の成果を引き継ぎ、海外や県内外の学生が住民との交流や討議を通じて、地域を知り、グローバルな視点から地域の課題を考える大学生版のサミットを開催します。

※詳細は、別紙 1 のとおり

5 地域の魅力を発信する冊子「みえコレッ！」

県内高等教育機関への進学促進と将来の Uターン就職の増加につなげるため、三重県での暮らしやしごと、県内高等教育機関での学びの魅力を県内高校生等に伝える冊子を作成し、県内の全高校 2 年生等に配付しました。

※冊子は、別冊資料 2 のとおり

主な配付先：県立・私立高等学校、中学校、県内高等教育機関等

配付部数：21,000 部

6 「学生×地域活動」サポート情報局

県内学生に新しい社会経験や学びの機会を提供するとともに、学生の地域への関心を高め、地域との結びつきの強化を図るため、「学生×地域活動」サポート情報局を開設し、学生と地域団体等とのマッチングを推進しています。

平成 29 年 1 月末現在、「三重とこわか国体」広報啓発グッズ開発、「春のわくわくキャンプ」ボランティアスタッフ募集など、行政、NPO、地域活動団体から 31 件の依頼があり、これらの活動に参加した学生の延べ人数は 172

人となっています。

現在、サポート情報局に登録している学生は 197 人ですが、より多くの学生に登録してもらえるよう、これまでの活動に加え、学生が気軽に参加できるイベントを全高等教育機関と連携し、開催する予定です。

※「学生×地域活動」サポート情報局においてマッチングを行っている取組は、別紙 2 のとおり

<参考：地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）>

本事業は、文部科学省の補助事業で、三重大学が申請大学となり、他の県内全高等教育機関、県、20 の企業・団体が事業協働機関として参加し、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間、学生の県内定着に向けた教育プログラム改革等に取り組むものです。

本事業では、地域志向を持った本県産業をリードする人材「三重創生ファンタジスタ」の養成を行うこととしています。平成 28 年度は、三重大学において「三重創生ファンタジスタ認定副専攻コース」が開講されるとともに、他の高等教育機関での展開に向けた検討を進めてきました。

この結果、三重創生ファンタジスタ資格を 3 段階に分けるとともに、平成 29 年度から初級程度に相当する「三重創生ファンタジスタ（ベーシック）」を設定し、9 高等教育機関で実施することが決まりました。（三重大学のコースは中級として位置づけ）

平成 29 年度は、中級コースの三重大学以外での開講や上級コースの検討を行うとともに、各高等教育機関の入学間もない学生を対象とし、県内中小企業の若手社員との交流を行い、県内で働く意義や楽しさを知る「ジョブキャラバン（仮称）」を開催するなどの取組を行う予定です。

大学生版サミット開催事業について

1 「2016 大学生国際会議 in 三重 (UNICOM)」について

- (1) 主催 伊勢志摩サミット三重県民会議
一般社団法人K I P 知日派国際人育成プログラム
- (2) 後援 外務省
- (3) 期間 平成 28 年 8 月 31 日 (水) ～ 9 月 3 日 (土) 3 泊 4 日
- (4) 場所 伊勢市及び南伊勢町
- (5) 参加者 ・ 県外大学生、留学生 53 人 (うち留学生 15 人)
・ 県内高等教育機関学生、留学生 23 人 (うち留学生 4 人)
計 76 人 (うち留学生 19 人)

(6) 主な内容

- 知事講話 テーマ「未来を担う若者へ」
- 討議に資する視察等
 - ・ 伊勢市内視察 (外宮、せんぐう館、外宮参道、内宮等)
 - ・ 南伊勢町一次産業現場視察・体験 (みかん、干物、スナップエンドウ、アサリ養殖、小麦栽培・獣害対策)
- 討議
 - ・ 討議 I 「～地域資源を活用した地方創生～『ふるさと納税は地域活性化や地域のためになるか』」
 - ・ 討議 II 「～地場産業とグローバル社会～『貿易の自由化は促進されるべきか』」
 - ・ 総括討議「三重県における地域活性化の方法について」

(7) 成果と課題

学生へのアンケート結果では、98.3%が「とても良かった」「概ね良かった」、96.5%が「来年度も参加したい」「知人に勧めたい」と回答しており好評であった。また、視察を受け入れた南伊勢町の方々からも学生との交流を評価する声をいただいている。

一方で、留学生の参加割合が低く、G7 各国の学生の参加がなかったことから、開催日程の調整等、課題の整理が必要である。

2 来年度の取組方向

本年度の反省を踏まえて、平成 29 年度の開催にあたっては、ポストサミット事業として、会議の開催目的を以下のとおり設定し取り組む。

- ・ 参加学生や関係者の声、報道等を通じて会議の成果を広く周知することにより、グローバル人材育成のメッカとしてのブランド確立をめざす
 - ・ 内外の優秀な学生を集め、三重でしかできない体験やハイレベルな討議を通じて満足感、達成感を持っていただくことにより三重県ファンをつくる
 - ・ 県内学生については、新たな視点 (グローバルな視点を含む) から三重県を捉え直し地域の持つ魅力を再発見する機会としてもらうとともに、彼らの成長を促進する
- なお、開催期間は 2 泊 3 日とし、G7 各国の留学生が参加しやすい秋頃に開催する。



三重県 学生×地域活動マッチングサイト「びたぜミ」

「びたぜミ」は三重をキャンパスとして学生に「びたっ」とあう地域の活動を「ゼミ」として紹介し、将来役立つ社会経験や新しい学びを提供するマッチングサイトです。

別紙 2

TOP > 地域活動を探す

＼ 1時間から5日の参加 / 期間を過ぎて参加 /

「イベント型」地域活動 > **「ゼミ型」地域活動 >**

絞り込む 最新情報をお知らせするLINEのQRコード

地域活動一覧

TOP



【第2弾】三重県（行政）のお悩みを大学生メンバーがお手伝い！イベントサポーター募集

開催日：2017年3月12日（日）
三重県総合文化センター（津市一身田上津部田1234）
僕らのフューチャーセンター

2017.02.17 UP

参加受付中



ワークショップ「市民参加の企画会議」運営スタッフ募集

開催日：2017年2月28日
松阪市市民活動センター（松阪市日野町788 カリヨンプラザ3階） NPO法人Mブリッジ

2017.02.08 UP

参加受付中



企業の地域貢献活動「意見交換会」メンバー募集

開催日：2月22日(水)
アスト津3 F みえ県民交流センター（津市羽所町700） びたぜミ

2017.02.08 UP

参加受付中



若者と地域の協創推進事業「いなべ市藤原町（かなえ）地区での空き家を活用した交流拠点づくり」

開催日：平成29年3月～平成30年3月 年間10回程度
（活動は1～2か月に1回、原則毎月中旬の土日） ※詳細は活動内容をご確認ください
いなべ市藤原町762番地 三重県戦略企画部企画課

2017.02.08 UP

参加受付中



「学生×社会人1～5年目」交流会

開催日：2月18日（土）
アスト津3 F みえ県民交流センター（津市羽所町700） びたぜミ

2017.01.20 UP

終了しました



ワークショップ・カンファレンス2017

開催日：2017-02-18
津市栄町1丁目888 ワークショップ研究会

2017.01.10 UP

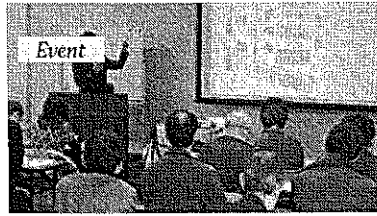
終了しました



三重県総合文化センター（津市一身田上津部田1234）
僕らのフューチャーセンター

2016.12.26 UP

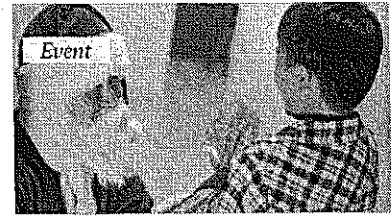
終了しました



松阪市市民活動センター（松阪市日野町788カリヨン
ラザ3階） 特定非営利活動法人Mブリッジ

2016.12.26 UP

終了しました



チャリティーサンタ三重支部

2016.12.19 UP

終了しました



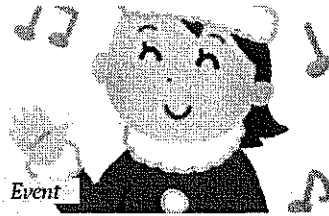
**「春のわくわくキャンプ」ボランティア
スタッフ募集**

開催日：3月28日(火)～30日(木)

活動内容に記載 特定非営利活動法人大杉谷自然学校

2016.12.08 UP

参加受付中



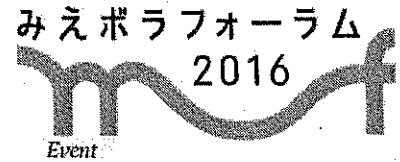
サンタクロースでゴミ拾い

開催日：12月23日（金・祝）

三重短期大学周辺 びたゼミ

2016.11.29 UP

終了しました



**みえボラフォーラム 2016
みえボランティアフォーラム2016 サ
ポーター募集**

開催日：12月3日(土)

アスト津3階みえ市民活動ボランティアセンター（津市
羽所町700） 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

2016.11.24 UP

終了しました



**「山のクリスマス」ボランティアスタッ
フ募集**

開催日：12月10日（土）※少雨決行

活動内容に記載 特定非営利活動法人大杉谷自然学校

2016.11.11 UP

終了しました



**「冬のわくわくキャンプ」ボランティア
スタッフ募集**

開催日：12月25日(日)～27日(火)

活動内容に記載 特定非営利活動法人大杉谷自然学校

2016.11.11 UP

終了しました



**【初心者OK！研修あり】「コープみえ
環境活動団体交流会」ファシリテーター
募集**

開催日：2016年11月19日（土）

三重県総合文化センター（津市一身田上津部田1234番
地） 生活協同組合コープみえ

2016.10.31 UP

終了しました



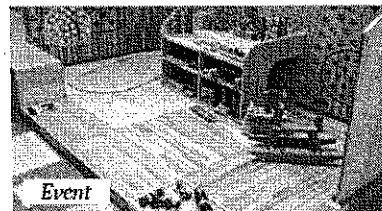
**三重県地域連携部交通政策課「モビリ
ティ・マネジメントPRスタッフ」募集**

開催日：登録日から平成29年3月31日まで ※期間中
に複数回、県内イベントでのPR活動を計画していま
す。

県内各地で開催されるイベントでのPRなどを想定 三
重県地域連携部交通政策課

2016.10.20 UP

参加受付中



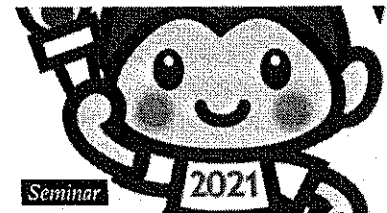
**「三重の木キッズコーナー」運営スタッ
フ募集！**

開催日：2016年11月9日(水)

三重県度会部大紀町滝原870-34 皇学館みらい対話団

2016.10.18 UP

終了しました



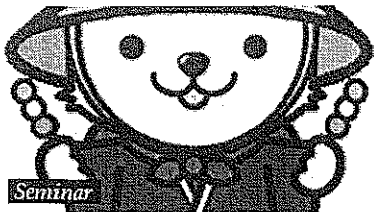
**「三重とこわか国体」広報ボランティア
スタッフ募集**

開催日：随時ご連絡いたします

随時ご連絡いたします 第76回国民体育大会三重県準
備委員会

2016.09.29 UP

参加受付中



お伊勢さん菓子博2017 ボランティア募集

開催日：2017年4月21日（金）～5月14日（日）
三重県営サンアリーナ（伊勢市朝熊町宇野谷4383-4）
第27回全国菓子大博覧会・三重 実行委員会事務局

2016.09.19 UP

終了しました

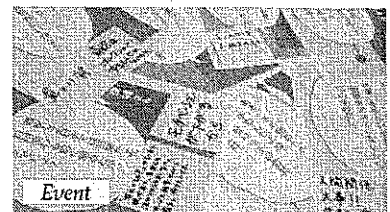


子どもの自然体験活動リーダースタッフ募集

開催日：毎月5回以上あり。登録者に募集案内をメールで随時ご案内します。
各回違うため随時ご案内します 特定非営利活動法人大杉谷自然学校

2016.09.15 UP

参加受付中



「アクティブトランジション体験会」運営スタッフ募集

開催日：2016年10月1日（土）
みえ市民活動ボランティアセンター（津市羽所町700番地アスト津3階） NPO法人Mブリッジ

2016.08.29 UP

終了しました



【定員に達しました】若者と地域の協創推進事業「多気町勢和地域でのゆずを使った商品づくり」

開催日：平成28年8月～平成31年3月（2年間）年間6回程度 ※詳細は活動内容をご確認ください
多気郡多気町丹生1620-3 水土里ネット立梅用水 三重県戦略企画部企画課

2016.06.13 UP

終了しました



学校の枠を越えた活動もしたい！「びたゼミ」学生アドバイザー募集

開催日：月1回程度（毎月第1火曜日を予定）
アスト津3階（みえ市民活動ボランティアセンター）
「学生×地域活動」サポート情報局

2016.05.26 UP

参加受付中

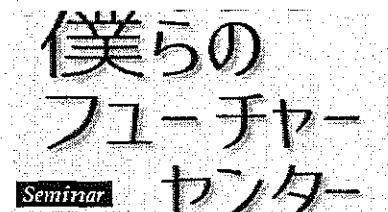


学生目線で企業・NPOの魅力を発信しよう！

開催日：ミーティングは基本的に月1回です。取材のタイミングもあるので柔軟に対応します。取材自体は1日かからないくらいで終わりますが、事前の打ち合わせや記事を書く時間も考えると1チーム1か月くらいで考えて頂ければよいかと思います。
三重大学 カクレボ

2016.01.09 UP

参加受付中



僕らのフューチャーセンター

開催日：随時（月1回程度）
松阪市 または 津市（どちらも公共交通機関で移動できます） 僕らのフューチャーセンター

2015.12.13 UP

参加受付中

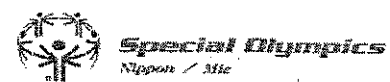


ミエメンのダイアゴナルプロジェクト

開催日：一年中
プロジェクトによって異なります ミエメン

2015.12.13 UP

参加受付中

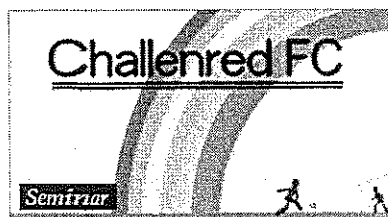


スペシャルオリンピックス日本・三重

開催日：1年中活動しています。
プログラムの内容によって異なります スペシャルオリンピックス日本・三重

2015.12.13 UP

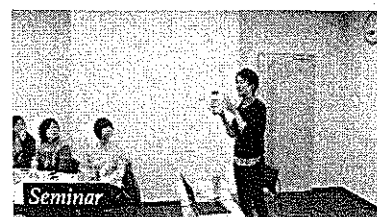
参加受付中



福祉系スポーツエンターテインメント「RID」

開催日：一年中
三重県四日市市雪積町3359 チャレンジFC

2015.12.13 UP



皇学館みらい対話団

開催日：月に1回程度
皇学館みらい対話団

2015.12.11 UP

(4) 次期広聴広報アクションプラン（中間案）について

1 策定の背景（第1章 次期アクションプラン策定の背景） <P35>

- (1) 県政を取り巻く環境変化と広聴広報活動
- (2) 広聴広報活動における現状と課題

（現行のアクションプランにおける取組の成果と残された課題を記載）

2 基本事項（第2章 アクションプランの基本事項） <P41>

(1) アクションプランの位置付け

位置付け：「三重県広聴広報基本方針」に基づく行動計画

計画期間：平成29年度から平成31年度までの3か年

(2) 基本的な考え方

「県民との接点の拡大と充実」

(3) 3つの戦略テーマ

アクションプランにおいて重点的に取り組む3つの戦略テーマ

戦略テーマ1：戦略的なプロモーションの推進

戦略テーマ2：メディアの強化・活用

戦略テーマ3：「質」の高い情報発信に向けた庁内体制づくり

(4) 2つの取組視点

視点1：質の高い情報コンテンツづくり

「伝わりやすさ」を意識した情報発信のクオリティ・コントロール

視点2：メディアの効果的な活用

メディアの多様化に対応した、より費用対効果の高いメディア活用

(5) 戦略テーマの数値目標

3 戦略テーマに沿った具体的な取組（第3章 具体的取組） <P46>

- (1) 戦略テーマ1：
 - ・国内におけるプロモーション活動
 - ・海外に向けたプロモーション活動
- (2) 戦略テーマ2：
 - ・オウンドメディアによる広聴広報活動
 - ・アードメディアによる広報活動
 - ・ペイドメディアによる広報活動
 - ・メディア連携の促進
- (3) 戦略テーマ3：
 - ・広聴広報課のマネジメント機能の強化
 - ・職員の広聴広報力の向上
 - ・情報の保障

4 今後の予定

次期アクションプランの策定については、年度内に行うこととしていましたが、現在実施している「第6回みえ県民意識調査」の分析結果等をふまえた検討を行いたいことから、6月の常任委員会で最終案として説明させていただく予定です。

平成29年3月8日	議会常任委員会（中間案の協議）
4月～	「みえ県民意識調査」の分析結果等をふまえた検討
6月中旬	議会常任委員会（最終案の協議）
下旬	次期アクションプランの策定

次期広聴広報アクションプラン（中間案）

平成 29 年 3 月
戦略企画部

第 1 章 次期アクションプラン策定の背景

1. 県政を取り巻く環境変化と広聴広報活動

(1) 「協創」の三重づくりを進める広聴広報活動

少子高齢化や人口減少、地方分権の進展により、自治体経営が大きな転換期を迎える中、県民による県政への積極的な参画を促すため、県民からの意見や提案を県政に反映させる広聴機能、県民との情報共有や県民ニーズに応じた情報提供を行う広報機能の充実を図る必要があります。

(2) 知名度・認知度向上を生かした広報活動

自治体における人や企業の誘致、定住促進など、地域間競争が年々激化する中、取組の成果を最大限に高めるため、伊勢志摩サミット開催により向上した県の知名度・認知度を生かして、より訴求効果の高い広報活動を展開していく必要があります。

(3) コミュニケーション構造の変化に対応した広聴広報活動

スマートデバイス（スマートフォン・タブレット等）やソーシャルメディアの普及に伴い、コミュニケーション構造が「送り手主導」から「受け手主導」へと大きく変化している中、これらに対応したメディア連携、メディア活用の最適化に取り組む必要があります。

2. 本県の広聴広報活動における現状と課題

(1) 広聴広報活動の現状

本県が実施している広聴広報活動を、トリプルメディアの分類で整理しています。トリプルメディアについては第 2 章で説明しています。

分類	広聴活動	広報活動
オウンドメディア (所有するメディア)	<ul style="list-style-type: none">「県民の声」e-モニターみえ出前トークパブリックコメントみえの現場“やっばし”すごいやんかトークみえ県民意識調査各説明会・意見交換会等	<ul style="list-style-type: none">広報紙データ放送ウェブサイトインターネット放送局
アードメディア (信頼や評判を得るメディア)		<ul style="list-style-type: none">パブリシティソーシャルメディア
ペイドメディア (買うメディア)		<ul style="list-style-type: none">各種広告番組（テレビ・ラジオ）個別イベント等

(2) 前回のアクションプラン（平成 26～28 年度）における主な成果と残された課題

前回のアクションプランにおいて取り組んだ 6 つの戦略テーマごとに、主な成果と課題を次のように整理しました。

戦略テーマ 1：県民との接点の強化

～県民との関係を自ら構築し発展させます～

- 1_1 良質な情報提供の実現
- 1_2 三重の知名度・認知度の向上
- 1_3 広聴機能の充実によるコミュニケーションの向上
- 1_4 三重県ファンの創造

(成果)

- 平成 28 年度から広報紙・ウェブサイトをはじめとする広報ツールを充実したことにより、より多くの県民に確実に情報が伝わる広報活動に着手できた（平成 28 年度～）
- 首都圏メディアを対象とした、主要事業や伊勢志摩サミット関連情報等のプロモーション活動、さらに、各事業単位で実施するプロモーション活動の充実により、全国への発信・露出が増加した（平成 27 年度～）
- 「県民の声」「e-モニター」等による、県民の意見や提案への確実な対応が実施できた（平成 26 年度～）
- ソーシャルメディアを積極的に活用することで、県政の魅力発信と三重県ファン獲得に向けた取組を推進できた（平成 27 年度～）

(課題)

- ポストサミットの取組が本格化する中、事業効果の最大化を図るため、首都圏・関西圏に向けたプロモーション活動を、より強力に展開していく必要がある
- 広聴ツールやソーシャルメディア等を通して受信する県民からの意見・提案を、より効果的な事業構築に反映していく必要がある

戦略テーマ 2：品質管理プロセスの確立

～政策と広報の一体化によるクオリティ・コントロールを実現します～

- 2_1 業務管理プロセスの確立
- 2_2 リスクマネジメントの強化

(成果)

- 戦略広報アドバイザー（外部専門家）を活用した、各事業の広聴広報活動に対するアドバイザリー業務により、具体的な事業効果の向上に結びつき、職員の広聴広報力の向上に向けた基盤づくりにつながった（平成 27 年度～）
- 危機事案における報道対応について、危機管理部門との連携を強化できた（平成 26 年度～）

(課題)

- 2年間の取組が事業単位の広聴広報活動へのアドバイスが中心となったことから、今後は、情報収集や分析(検証)、情報発信、関係構築、危機管理等の業務プロセスを確立していく必要がある

戦略テーマ3：メディア・関係機関連携の強化

～「三重県ファン」創造に向けたメディア戦略と関係機関連携を展開します～

3_1 メディア連携の強化

3_2 関係機関連携の強化

(成果)

- 広報紙やマスメディア、インターネット等、多様なメディアのベストミックスによる広報活動を展開できた(平成28年度～)
- 市町に働きかけを行い、情報発信の連携に取り組んだ(平成28年度～)

(課題)

- より効果的なメディア連携を進めていくため、ソーシャルメディア等、有効なメディアとの連携手法を確立していく必要がある
- 訴求効果の高い、魅力的な情報発信を展開するため、市町等関係機関との連携をさらに強化していく必要がある

戦略テーマ4：広聴広報体制の強化

～広聴広報課のハブ化と庁内体制の強化に取り組めます～

4_1 広聴広報課のハブ化

4_2 庁内体制の強化

(成果)

- 広聴広報課が、戦略的な広聴広報の視点から、情報の質・発信するタイミング・選択する広報ツールなどの助言や、パブリシティへの支援に取り組んだ(平成26年度～)
- 広聴広報会議(部局の広報担当者)において情報共有や業務実施にかかる協議を行ったほか、平成27年度から設置した広聴広報戦略会議(部局の主管課長)において、全庁的な方針についての協議を行った(平成26年度～)

(課題)

- 庁内会議を活性化し、事業効果の最大化につなげていくための広報計画を策定するなど、全庁一体となった広報活動を進めていく必要がある

戦略テーマ5：広聴広報体制の強化

～職員行動を促す動機付けと個々の広聴広報力向上のしくみを強化します～

5_1 インナー広報の強化

5_2 広聴広報パーソンの育成

(成果)

- 情報共有サイト、メールマガジン等を活用して、広聴広報に関する情報共有や意識啓発を行うためのインナー（庁内）広報を強化した（平成26年度～）
- 戦略広報アドバイザーによるOJTや研修の実施により、職員の広聴広報力向上への働きかけができた（平成27年度～）

(課題)

- 事業を推進するうえでの広聴広報の重要性をすべての職員が理解できるよう、情報共有サイトなどのインナー広報や、専門研修のさらなる充実を図る必要がある

戦略テーマ6：オウンドメディア（所有メディア）の強化

～ウェブサイトを中心とした継続的に県民とつながる環境を構築します～

6_1 オウンドメディアの強化

(成果)

- よりわかりやすく、確実に情報が届くよう、広報紙のタブロイド化や新聞折込、データ放送の内容の充実、ウェブサイトのデザイン統一化やスマートフォン等への対応など、広報ツールの特性を生かした見直しに着手し、平成28年度からリニューアルした（平成26年度～）

(課題)

- より確実に情報を届けるため、広報紙やデータ放送、ウェブサイト等の認知度及び質の向上を図る必要がある

(3) 成果と課題の検証により明らかになった主な課題

① プロモーション活動における関係者連携の活性化

サミット開催による県の認知度が高まっている中、「選ばれる自治体」の実現に向けて、ポストサミットの取組をはじめとする県や市町等の情報を集約し、「オール三重」によるプロモーション活動を強化していく必要があります。

② メディア活用の最適化

平成28年度にリニューアルを行った、広報紙・ウェブサイト等の広報ツールの認知度向上や、発信する情報の質の向上を図るとともに、ソーシャルメディアを含むメディア間の連携等、メディア活用の最適化に取り組む必要があります。

③ 戦略的な広聴広報活動の実現に向けた庁内機能の強化

戦略的な広聴広報活動の実現に向けた、情報収集や分析（検証）、情報発信、危機管理に至る、庁内の業務プロセスを確立するとともに、広聴広報課のマネジメント機能をさらに強化する必要があります。

三重県広聴広報アクションプラン（平成26～28年度）の主な成果と課題

【別紙】

戦略テーマ・戦略目的	目標項目・数値目標（上段：目標、下段：実績） ※平成28年度の実績は1月末現在				成果	課題
	指標	H26	H27	H28		
1 県民との接点の強化						
1_1 良質な情報提供の実現	得たいと思う県政情報 が得られている県 民の割合(%)	59.0 48.6	60.0 44.7	65.0	広報紙・ウェブサイトをはじめとする広報ツールの充実により、県民との接点を増やし、より多くの県民に確実に情報が伝わる広報活動の実現に取り組んでいる。	ポストサミットの取組が本格化するなか、事業効果の最大化を図るため、プロモーションサイトにおける情報発信や、首都圏・関西圏に向けたプロモーション活動を、さらに強力に展開していく必要がある。
1_2 三重の知名度・認知度の向上	プロモーションサイトへの平均月間アクセス数(件)	— —	— —	30万 4万	プロモーション企画「つづきは三重で」に取り組み、ポータルサイトや動画による情報発信を行った。より効果を上げるため、ポータルサイトにおける、市町等関係者と連携した情報発信への見直しや、ソーシャルメディアとの連携強化を行うなど、改善に取り組んでいる。なお、首都圏PR等の取組により、全国への発信・露出は増えている。	広聴ツールやソーシャルメディア等を通して受信する県民からの意見・提案を、より効果的な施策（事業）構築に反映していく必要がある。
1_3 広聴機能の充実によるコミュニケーションの向上	新たな汎用広聴システム導入の検討(定性)		検討	実施	「県民の声」「e-モニター」の広聴ツールにおける対応を確実に実施している。新たな広聴システムについては、実現可能性や導入効果の観点から、引き続き検討を行っている。	
1_4 三重県ファンの創造	三重県ファン登録数(人)	— —	— —	36,000 32,040	ソーシャルメディアを通して施策（事業）の情報を発信し、三重県に興味・関心を持つ三重県ファンを獲得している。	
2 品質管理プロセスの確立						
2_1 業務管理プロセスの確立	政策（事業）に対するアドバイス件数(件)	— —	150 208	200 140	戦略広報アドバイザーによる助言の結果、広報活動を通してイベント参加者や制度利用の増加につながるなど、事業単位での効果は上がっている。	情報収集や分析（検証）、情報発信、関係構築、危機管理等の業務プロセスを確立していく必要がある。
2_2 リスクマネジメントの強化	・非常時対応訓練の実施(回) ・ウェブシステム休止時間(時間)	1回以上 1時間以内 1回 0時間	1回以上 1時間以内 1回 0時間	1回以上 1時間以内 1回 0時間	危機事案における報道対応について、危機管理部門と連携してマネジメントを強化している。	
3 メディア・関係機関連携の強化						
3_1 メディア連携の強化	[再掲] 「得たいと思う県政情報が得られている県民の割合(%)」				広報紙やマスメディア、インターネット等、メディアのベストミックスによる広報活動を展開している。	より効果的なメディア連携を進めていくため、ソーシャルメディア等、有効なメディアとの連携手法を確立していく必要がある。
3_2 関係機関連携の強化					市町に働きかけを行い、情報発信の連携に取り組んでいる。	訴求効果の高い、魅力的な情報発信を展開するため、市町等関係機関との連携をさらに強化していく必要がある。
4 広聴広報体制の強化						
4_1 広聴広報課のハブ化	[再掲] 「政策（事業）に対するアドバイス件数(件)」				広聴広報課が、戦略的な広聴広報の視点から、情報の質・発信するタイミング・選択する広報ツールなどの助言や、パブリシティへの支援に取り組んでいる。	庁内会議を活性化し、主要施策（事業）の事業効果の最大化につなげていくための広報計画を策定するなど、全庁一体となった広報活動を進めていく必要がある。
4_2 庁内体制の強化	広聴広報関連会議の開催(定性)	検討 検討	実施 実施		部局の広報担当者による広聴広報会議を開催し、情報共有や業務実施にかかる協議を行っている。さらに、部局の主管課長による広聴広報戦略会議では、全庁的な方針についての協議を行っている。	
5 職員の広聴広報力向上						
5_1 インナー広報の強化	情報共有サイト年間アクセス数(件)	6,000 4,687	48,000 57,225	72,000 62,453	情報共有サイト、メールマガジン等を活用して、広聴広報に関する情報共有や意識啓発を行うためのインナー（庁内）広報に取り組んでいる。	施策（事業）を推進するうえでの広聴広報の重要性をすべての職員が理解できるよう、情報共有サイトなどのインナー広報や、専門研修等のさらなる充実を図る必要がある。
5_2 広聴広報パーソンの育成	専門研修参加者及びOJT対象者(人)	100 47	270 428	320 270	戦略広報アドバイザーによるOJTや、広報の基本・広報紙のつくり方・パブリシティのあり方などの専門研修の充実に取り組んでいる。	
6 オウンドメディアの強化						
6_1 オウンドメディアの強化	オウンドメディアの強化(定性)	検討 検討	実施 実施		よりわかりやすく、確実に情報が届くよう、広報紙のタブロイド化や新聞折込、ウェブサイトのデザイン統一化やスマートフォン等への対応など、広報ツールの特性を生かした見直しを行った。	より確実に情報を届けるため、広報紙やデータ放送、ウェブサイト等の認知度及び質の向上を図る必要がある。

第2章 アクションプランの基本事項

1. アクションプランの位置付け

(1) 三重県広聴広報基本方針との関係

アクションプランは、「三重県広聴広報基本方針」に基づく、広聴広報活動の展開や、広聴広報にかかる庁内体制づくり、職員の広聴広報力の向上に取り組むための行動計画です。

三重県広聴広報基本方針（平成25年2月策定）

職員が常に広聴広報活動に関する意識を高く持って事業を推進し、本県の取組や協創の成果を県民の皆さんに届けていくための基本的な考え方を定めています。

(1) 戦略的・計画的な広報活動の実施

- ✓ 県政の推進方向と連動した戦略的・計画的な広報活動の展開
- ✓ インターネットや地上デジタル放送など多様な広報手段を活用した広報活動

(2) 政策形成につながる広聴活動の実施

- ✓ 地域や現場など各種広聴活動による県民の声の幅広い収集
- ✓ 収集した声の職員間共有や分析、声を県政に反映する取組の強化

(3) 職員の広聴広報力の向上

- ✓ 広聴広報会議の機能強化や職員研修の充実など広聴広報体制の充実
- ✓ 職員一人ひとりの広聴広報に係る意識と資質の向上

(2) 計画期間

3か年（平成29年度～平成31年度）

(3) アクションプランにおける「県民」の捉え方

県内の個人や団体、企業ならびに県が誘客や誘致、PRを行う相手方である県外の個人や企業等、県が広聴広報活動を行うすべての対象を総称して「県民」としていません。

(4) アクションプランの体系

アクションプランは、「基本的な考え方」と、その実現に向けて重点的に取り組む3つの戦略テーマで構成します。

広聴広報活動は、県民と県政とをつなぐ接点としての重要な役割があることから、「基本的な考え方」を「県民との接点の拡大と充実」としています。

その「県民との接点の拡大と充実」の実現に向けて、「質の高い情報コンテンツづくり」と「メディアの効果的な活用」の2つの取組視点を基とした3つの戦略テーマを掲げ、具体的な取組を展開します。

2. 基本的な考え方

「県民との接点の拡大と充実」

県の広聴広報活動は、メディア（媒体）を通じた県民と県政との接点として重要な役割を担っています。伝えなければならない情報が県民に確実に伝わることを前提としつつ、県政に対する意見や評価を聴き、それらを反映した事業の情報を、対象となる県民に効率的に届け、県民が最大の効果を得られるよう取り組む必要があります。

メディアは、広報紙・ウェブサイト・マスメディア等のツールや、イベント・集会等の、従来から存在するもののほか、新たなコミュニケーションツールであるソーシャルメディアなど多様化が進んでいます。これらメディアを効果的に活用し、県民とのコミュニケーションの構築、認知度向上・イメージアップに向けたターゲットの発掘など、さらなる「県民との接点の拡大と充実」に取り組めます。

これらメディアの充実を図るとともに、県民の意見等を幅広く受信する広聴活動や、対象となる県民に、確実かつ的確に伝わる広報活動を効果的に展開していくことが、県民の理解と共感、信頼を獲得し、「三重県ファン」としての行動を喚起することにつながっていきます。

3. 3つの戦略テーマ

戦略テーマ1：戦略的なプロモーションの推進

ポストサミットの取組や主要事業、市町等の取組と連携した「オール三重」による地域の魅力発信に取り組めます。

その展開にあたっては、庁内会議や三重県営業本部での協議、外部人材のノウハウの活用等により、ターゲットを明確にした訴求効果の高いプロモーション活動を行うことで、三重のブランド力向上・三重県ファンの獲得につなげていきます。

戦略テーマ2：メディアの強化・活用

事業のターゲットに向けて、的確かつ効果的な広聴広報活動が実施できるよう、メディアの強化・活用に取り組めます。

その展開にあたっては、広報紙やウェブサイト等のオウンドメディアや、パブリシティやソーシャルメディア等のアードメディア、各種広告等のペイドメディアの、トリプルメディアの効果的な活用と各メディアの連携を促進します。

戦略テーマ3：「質」の高い情報発信に向けた体制づくり

「質」の高い情報発信に向けて、外部専門家のノウハウ活用や庁内会議の運用、職員の広聴広報力向上に取り組めます。

その展開にあたっては、主要事業を全庁一体となって情報発信するための広報計画の策定や検証を徹底していくほか、インナー広報（庁内広報）や研修の充実等、部局（職員）への支援を強化します。

4. 2つの取組視点

視点1：質の高い情報コンテンツづくり

「県民」「業務プロセス」「人材と変革」の3つの観点から、「伝わりやすさ」を意識した、情報発信のクオリティ・コントロールに取り組めます。

- 県民が何を必要としているのか、どのように情報を届けるのかの観点から、ターゲットである県民を明確に意識した広聴広報活動に取り組めます。
- 県民の理解や共感、信頼を得るために、どのような業務プロセスが必要かの観点から、事業と一体となった広聴広報活動に取り組めます。
- 変革と改善のできる体制や人材についての観点から、戦略的な広聴広報活動の実践に向けた組織の活性化、職員の広聴広報力の向上に取り組めます。

視点2：メディアの効果的な活用

ソーシャルメディアの普及に伴うコミュニケーション構造の変化により、県民自身が発信者となって、県民同士がつながりを持ちながら、情報を共有・拡散していく状況になりました。

アクションプランでは、こうした状況をふまえ、各メディアの効果的な活用に取り組むため、メディアの特性や役割、相関関係を明確にした「トリプルメディア」の考え方を導入することとしています。

（※トリプルメディアについては次ページで説明しています。）

県民と県政とをつなぐすべての接点を3つのメディアとして捉え、それぞれを有機的に連携させるなど、「県民との接点の拡大と充実」に向けて、費用対効果の高いメディア活用に取り組むこととしています。

【トリプルメディア】

① 所有するメディア（オウンドメディア：Owned Media）

県が所有する広報紙やウェブサイトなど、県民との長期的かつ継続的な関係性を構築する役割を担います。発信側で情報をコントロールできるなど、ブランドづくりの拠点として広聴広報活動の中心となるメディアです。

② 信頼や評判を得るメディア（アーンドメディア：Earned Media）

個人が発信元として情報を互いに消費・影響し合うソーシャルメディアや、パブリシティなど、信頼や評判を獲得する役割を担います。特に、ソーシャルメディアを通じた口コミによる情報の伝播など、今後、さらに影響力が大きくなることが予想されるメディアです。

③ 買うメディア（ペイドメディア：Paid Media）

主にテレビ・ラジオ・新聞等の有料広告を活用して、最も有効な対象に効果的にはたらきかけるとともに、広く認知を獲得し、オウンドメディアやアーンドメディアに県民を誘導する役割を担います。インターネットの台頭により効果は低下傾向にあるものの、依然として影響力の大きいメディアです。

5. 戦略テーマの数値目標

みえ県民カビジョン第二次行動計画 行政運営5「広聴広報の充実」の県民指標

目標項目	項目の説明	29年度	30年度	31年度
得たいと思う県情報が得られていると感じる県民の割合（％）	「みえ県民意識調査」で、得たいと思う県の情報が、得られていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合	40.0%	45.0%	50.0%

戦略テーマ1：戦略的なプロモーションの推進

目標項目	項目の説明	29年度	30年度	31年度
県広報プロモーションのファン数（人）	県広報プロモーション（平成27年9月に開設したプロモーションサイト等）と連動したソーシャルメディアのツールを通じて“常につながっている”県民等の数	38,000人	40,000人	42,000人

戦略テーマ2：メディアの強化・活用

目標項目	項目の説明	29年度	30年度	31年度
県民等による県政情報の拡散件数（件）	ソーシャルメディアに拡散されている情報から、県ウェブサイトアクセスされた件数	88,000件	104,000件	123,000件

戦略テーマ3：「質」の高い情報発信に向けた体制づくり

目標項目	項目の説明	29年度	30年度	31年度
(検討中)				

戦略テーマ1：戦略的なプロモーションの推進

(1) 国内におけるプロモーション活動

① 首都圏・関西圏におけるプロモーション活動

コアな三重県ファン（応援企業、応援店舗等）と連携した三重の魅力発信につながる情報発信やイベント等を開催します。さらに、他自治体や民間企業、NPO団体との連携体制の強化を図ります。

【主な取組】

- (ア) トップセールスによるプロモーション活動
- (イ) 三重ファン（応援企業、店舗）と連携した魅力発信イベントの開催
- (ウ) 他自治体・民間・NPOと連携した情報発信
- (エ) 市町・団体等と連携したマスコミキャラバン、プレスツアーの実施

② 大都市部のメディアを対象としたプロモーション活動

主に、首都圏・関西圏のメディアに対して、民間の取組や外部人材のノウハウ、関係者とのネットワークを生かした情報発信に取り組み、県の取組の記事化・露出を促進します。ターゲットに応じた効果的なプロモーション活動を展開することで、誘致（誘客）、就職、移住など、選択肢としての三重の認知度向上に努めます。

【主な取組】

- (ア) トップによる情報発信（記者会見・メディア・セールス活動）
- (イ) メディアに応じた情報提供、テレビ番組や雑誌掲載等の誘致
- (ウ) インターネットを活用した効果的な情報発信
- (エ) 県人会や県出身者等、三重にゆかりのある方々との連携

③ その他プロモーション活動

誘致（誘客）、就職、移住・少子化対策、スポーツ振興など、各部局におけるテーマごとの情報発信を、ターゲットに応じた効果的な情報発信を展開することで、三重の認知度向上とともに、ブランド力向上につなげていきます。

【主な取組】

- (ア) 「ええとこやんか三重移住相談センター」における相談・情報発信
- (イ) 移住希望者による農林漁業就労体験プログラムの実施
- (ウ) 各種集客イベントや商業施設でのPR・イベントの実施
- (エ) 「つづきは三重で」における総合的なプロモーション活動の展開

(2) 海外に向けたプロモーション活動

① 海外ミッション・海外フェア等によるプロモーション活動

【主な取組】

- (ア) トップセールスによるプロモーション活動
- (イ) 海外の国際見本市等への出展にかかるプロモーション活動
- (ウ) 海外三重県フェアの開催にかかるプロモーション活動
- (エ) 県産品の販路拡大、県内事業者の海外展開を支援するプロモーション活動

② インバウンドやMICE（国際会議等）、2020年オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致に向けたプロモーション活動

【主な取組】

- (ア) トップセールスによるプロモーション活動
- (イ) 欧米諸国メディアの取材受入
- (ウ) エージェントへのセールス
- (エ) 国際会議主催者へのセールス
- (オ) 市町と連携した海外国や競技団体に対するプロモーション活動

(1) オウンドメディアによる広聴広報活動

① 広聴活動

県民の皆さんからいただいた意見や提案が政策形成につながるよう、広聴ツールを積極的かつ効果的に活用して、広聴活動を実施します。

【主な取組】

- (ア) 県民の皆さんから意見や提案をいただく「県民の声」相談事業を実施していきます。
- (イ) 個別の事業に対し、インターネットを利用してモニターにアンケートを行う「e-モニター」、広く意見を募集して、行政に反映するパブリックコメント制度を実施していきます。
- (ウ) 職員が県民の皆さんの集会の場で、事業に対して、県民の皆さんと意見交換を行う「みえ出前トーク」、知事が現場に出向き、地域の皆さんと直接対話する「みえの現場“やっばし”すごいやんかトーク」、担当部局が事業を地元住民に説明する説明会や意見交換会を実施していきます。
- (エ) 県民の皆さんの幸福実感を把握するための「みえ県民意識調査」をはじめ、各部局においてアンケート等を通じた意識調査を実施していきます。

② 広報紙・データ放送の効果的な活用

県民が、広報紙「県政だより みえ」やデータ放送を効果的に活用できるよう、県民ニーズを的確に把握し、県の政策的内容については視覚に訴えやすい広報紙を、イベント、お知らせ、県の相談窓口などの暮らしに関する情報については即時性の高いデータ放送を活用した情報発信を行います。

また、広報紙やデータ放送の認知度を上げるため、継続的に周知を行います。

【主な取組】

- (ア) 広報紙は、県政の推進方向と連動したテーマを中心に取り上げています。県民の意見等をふまえ、より見やすくわかりやすい紙面となるよう、継続的に工夫します。
- (イ) データ放送は、速報性を生かした防災情報の配信や、毎週更新による最新情報の配信に取り組んでいます。庁内や市町等への働きかけを行い、掲載情報の充実を図ります。
- (ウ) 広報紙及びデータ放送についての周知を行うとともに、県の広報に対する県民ニーズを把握し、より活用が図られるよう不断の改善を行います。

③ ウェブサイトを活用した情報発信の強化

県民が、ウェブサイトを通して効率的に情報を入手できるよう、県民の意見等を的確に把握し、利用しやすく質の高いウェブサイトの提供を行います。

また、動画等による訴求効果の高い県政情報の発信についても充実を図ります。

さらに、危機事案発生時等における的確な情報発信を行うため、システムの安定稼働の確保に取り組みます。

【主な取組】

- (ア) 公式ウェブサイトや事業別のプロモーションサイトにおける利便性の向上を図るとともに、ページ単位で設置した簡易アンケート等により県民の意見を把握し、より質の高い情報発信の実現につなげていきます。
- (イ) 県政情報動画配信システム（インターネット放送局）による、動画を活用した県政情報の発信について充実を図ります。
- (ウ) 危機事案発生時における的確な情報提供及びアクセス集中等におけるシステムの安定稼働の確保を行います。

(2) アードメディアによる広報活動

①パブリシティによる情報発信の強化

報道機関に対する情報提供がより積極的・効果的に行われるよう、現状のプレスリリースや記者会見での発信内容や方法を常時見直して質の向上を図るとともに、広聴広報課によるチェックや助言・支援をさらに充実させて、パブリシティによる情報発信を強化します。

また、緊急事態における報道対応の庁内統一化・適正化を図るため、各部局への助言・支援をさらに充実させるなど、リスクマネジメントの一層の強化を図ります。

【主な取組】

- (ア) プレスリリースの質の向上に取り組む中で、今後はタイミングやターゲットの意識、庁内チェック体制の構築など、さらなる質の向上を目指します。
- (イ) 知事定例会見やぶら下がり会見などトップによる情報発信を計画的・効果的に行うとともに、今後は担当部局による会見（レクチャー）も積極的に行い、職員の発信力強化、記者との関係構築、記事掲載率の向上を目指します。
- (ウ) 首都圏や海外へのパブリシティについて、サミットで繋がりを持ったメディアのリスト化などを活用した、効果的な働きかけを行います。
- (エ) 危機事案の報道対応について、引き続き危機管理部門との連携強化を図り、課題事例を検証するなどして担当部局への助言・支援に生かします。また、それらを定型化・統一化した「報道発表支援基準」の策定にも取り組みます。
- (オ) パブリシティの内容検証を継続実施し、「報道により県の信頼度が向上したか」の定性検証を充実します。

(カ) 報道関係者を講師とする研修会の継続実施や、記者の評価や助言を受ける場の設定など、記者との接点を積極的に増やすよう取り組みます。

② ソーシャルメディアの効果的な活用

個人を通して情報を共有・拡散していくソーシャルメディアの特性を活用して、県政情報の発信を行います。なお、現在運用しているソーシャルメディアの状況把握や効果検証をふまえた改善を行うとともに、新たなメディアの導入も含めた、より効果的な活用に取り組みます。

(3) ペイドメディアによる広報活動

① 電波広報（テレビ・ラジオ）

即時性や速報性にすぐれ、映像や音声を通してより説得力のある情報を届けることのできる電波広報の特性を生かし、県の事業などの情報を適時に発信します。

【主な取組】

(ア) 発信する情報のターゲットや内容に照らし、活用する媒体、放送形態（番組制作やスポットCM等）を選定し、最も効果的な手法で情報発信を行います。

② 新聞広告

幅広い読者層を持ち、また、制作から掲載に要する期間が短いという新聞広告の特性を生かして、広範にタイムリーな情報発信を行います。

③ その他広告等【ペイドメディア】

雑誌やフリーペーパー、ソーシャルメディアでの広告など、発信する情報のターゲットに応じたメディアを選定し、効果的な情報発信を行います。

(4) その他メディアによる広報活動

従来からの広報ツールにとどまらず、さまざまな機会をメディアと捉えた情報発信を行います。

【主な取組】

(ア) ポスターやチラシを活用した啓発・イベントの開催などにより、訴求効果の高い情報発信を行います。

(イ) 県の情報を掲載した名刺やメールの署名を活用するなど、職員一人ひとりによる情報発信を行います。

(ウ) 民間企業との包括協定を活用し、スーパーやコンビニ等において、ポスターやチラシによる情報提供を行います。

(5) メディア連携の促進

ターゲットに対して、より効果的かつ的確に県政情報を提供するため、各メディアの特性や役割をふまえた有機的なメディア連携による情報発信を行います。

【具体的な事例】

- (ア) 広告やパブリシティ、ソーシャルメディアを活用した告知・情報発信により、ターゲットの興味・関心を喚起し、詳細情報を掲載するウェブサイト等への流入を促進します。
- (イ) 広報紙の掲載情報やウェブサイトにおけるソーシャルボタンの配置等、ソーシャルメディアとの連携を強化することで、県民の口コミ等による情報拡散や情報伝播を促進します。

(1) 広聴広報課のマネジメント機能の強化

① 戦略的・計画的な広報活動の実施

三重県経営方針等、県政の推進方向と連動した広報活動を展開するための広報計画の策定・運用、効果検証を徹底するなど、戦略的・計画的な広報活動の実施に向けたマネジメントを行います。

【主な取組】

- (ア) 主要事業にかかる年間広報計画を策定し、全庁で共有するとともに、計画の実施支援や進捗管理を行います。
- (イ) 各事業にかかる情報発信の内容やメディア選択等、効果的な情報発信に向けた支援を行います。
- (ウ) 部局・事業間連携による効果的な情報発信の実現に向けた支援を行います。

② 政策形成につながる広聴活動の実施

広聴のツールを利用して、積極的かつ効果的に広聴活動を実施し、意見や提案が政策形成につながるよう支援していきます。

【主な取組】

- (ア) 「県民の声」相談事業については、県民の皆さんからの寄せられた意見や提案に対して、丁寧に対応し、県政に係るものについては、適時適切に取り組むよう各部局と密に連携しながら、担当部局に働きかけていきます。
- (イ) 出前トークについては、県民の皆さんと直接意見交換を行うことにより、県政への理解を深めていただくとともに、県民の皆さんが関心を寄せる事業を知ることができる取組として有効であることから、各部局と協力して実施していきます。
- (ウ) e-モニターについては、機動的にアンケート調査を実施することができることから、回答結果の信頼度を確保しつつ、担当部局と協力して、得られた結果の積極的な活用を図っていきます。

③ 推進体制の強化

庁内会議（広聴広報戦略会議、広聴広報会議）の運営や、三重県営業本部等との連携など、全庁一体となった広報活動に取り組むための推進体制を強化します。

【主な取組】

- (ア) 庁内会議（広聴広報戦略会議、広聴広報会議）を定期的で開催し、広報計画の策定等にかかる意思決定や、全庁における広聴広報活動の進捗状況等の情報共有を徹底します。

- (イ) 三重県営業本部においてプロモーション活動の検討・協議を行うほか、関係所属によるワーキンググループの設置等による効果的なプロモーション活動を検討・実施します。

(2) 職員の広聴広報力の向上

① インナー広報の推進

イントラネットの情報共有サイト・メールマガジンなどを活用したインナー広報(庁内広報)に取り組み、県の広聴広報に関する取組方向等の共有や意識啓発を図るとともに、個々の職員の広聴広報力向上を目指します。

【主な取組】

- (ア) 年間広報計画等、広聴広報にかかる取組方向やノウハウ等を共有するためのイントラサイトを運用します。
- (イ) メールマガジンを活用して、県の広聴広報に関する取組方向等の共有や意識啓発を図ります。

② 各種研修の実施

職員一人ひとりが、広聴広報の重要性に対する認識を深め、県の「広聴広報パーソン」として行動できるよう、広聴広報に関するスキルアップ研修を開催します。

【主な取組】

- (ア) 広聴広報の重要性について意識啓発を図る研修を実施します。
- (イ) メディアの特性や活用方法に関する理解を深める研修を実施します。
- (ウ) マーケティングやプロモーションに関するノウハウを高める研修を実施します。
- (エ) 報道関係者を講師とする研修会の継続実施や、記者の評価や助言を受ける場の設定など、記者との接点を積極的に増やすよう取り組みます。(再掲)

(3) 情報の保障

県ウェブサイトや県広報番組等、各メディアによる広報活動において、誰もが情報を得られるよう、情報の保障に取り組みます。

【主な取組】

- (ア) 知事定例記者会見において、手話通訳を配置します。
- (イ) 県ウェブサイトにおいて、「ウェブアクセシビリティ方針」(平成29年3月公開予定)に基づく、アクセシビリティの確保に取り組みます。
- (ウ) テレビの県広報番組において、手話及び字幕を挿入した映像を放送します。
- (エ) 県庁見学等の来庁時に、手話による対応が必要なる者へ手話通訳者を配置し、県政情報を発信します。

- (オ) 視覚障がいのある方に対して、「声の三重県だより」を作成し、音声による
広報紙を県ウェブサイトに掲載します。
- (カ) 県の情報を取得する機会を拡大するため、民間企業との包括協定を活用し、
スーパーやコンビニ等において、広報紙、チラシなどの設置やポスターの掲
示を行います。

(5) 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について

広島県・三重県知事懇談会

- 1 開催年月日 平成 29 年 1 月 11 日 (水)
- 2 開催場所 三重県伊勢市（神宮会館）
- 3 主な概要
 - 地方の人材を確保し地方創生に繋げていくため、働きやすい職場づくりに向けた地元企業の取組等を両県が連携して情報発信するなど、働き方改革やU・Iターンの促進に連携して取り組むこととなりました。
 - 昨年9月に本県で開催したWIT2016の成果を共有し、さらなる女性活躍の推進に向けて連携していくこととなりました。
 - 東京一極集中是正などの課題について、国がしっかりと対応するよう、今後も両県で連携し国に訴えていくことを合意しました。
 - 地方移住について、両県で移住相談等の分析データを共有することや効果的な取組事例の情報交換を行うなど、今後も移住促進に向けた連携を進めていくことを合意しました。
 - 人材育成について、本県の「三重の高校生サミット」や広島県の「ひろしまジュニア国際フォーラム」での交流を契機とした両県の生徒同士の交流を視野に、引き続き連携を進めていくこととなりました。

(6) 三重県総合教育会議の開催状況について

[平成28年度第6回三重県総合教育会議]

1 開催年月日 平成28年12月20日(火)

2 協議事項

- 平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要・分析と今後の取組について
- 特別支援教育の推進について

3 出席者

三重県知事、三重県教育委員会教育委員(教育長を含む5名)、
三重大学教育学部教授(学識経験者)

4 協議結果(主な意見) (●は知事の意見)

<平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要・分析と今後の取組について>

- 体力向上は、幼児期からの習慣づくりなど長いスパンで考える必要がある。速く走るコツなど体力の基礎・基本を教えることが重要であり、こうした部分を教員が目標を立てて教える技術を磨くことが必要である。
- 体力向上には学校・家庭・地域が一体となった取組が必要であり、睡眠時間や食事の大切さについて、より理解・協力が得られるよう家庭に働きかけていくべきである。
- 調査結果は、子どもの健康にとって大切な数字であるので、子ども自身が運動の大切さを意識しながら成長できるようしっかり伝えていく必要がある。また、小学校は学級担任制なので、運動が苦手な教員でも指導力を磨けるよう、研修を充実させたい。
- 生まれ持った資質にかかわらず、トレーニングをすれば体力は必ず向上する。目標の設定によって自分がどれだけ伸びたかを知ることができ、運動が好きになったり自信につながったりする。また、全国調査の項目には基礎と基本があり、本県はどちらが不得意か把握すれば、指導方法のヒントになる。
- まずは個人が目標を持ち、その上で集団としての目標を持つことが大事である。地域がどう関わっていくかについては、スポーツクラブとどう連携していくかが重要になる。また、家庭については、生活習慣チェックシートの中で目標設定をして、それぞれの学校の中で達成していくことが大切である。

- 運動は根性論になりがちであるが、教員が、具体的・論理的な、「達成感の好循環」につながる指導を徹底することが大事である。また、ビジョンの共有と徹底が大事であり、それを教員にも感じてもらうことが必要である。
- よく運動をする子としない子の二極化が進んでいるため、運動の意義を伝えていくことが重要である。

<特別支援教育の推進について>

- 発達障がいの診断後に丁寧な説明を行うなど、目に見える形で保護者の不安に応えることが大切である。また、途切れのない支援のためのツールとして、パーソナルカルテを学校卒業後にも活用できるようにすることが必要である。
- パーソナルカルテは保護者が作成するもので、学校と保護者との情報共有のためのノートと捉えている。
- 発達障がいが見過ごされてしまうことのないよう、子どもの「困った感」を見つけられる仕組みがあっても良い。
- 特別支援教育には、子どもの情報の引継が何より大切であるが、中学校や高校への引継が途切れやすい。大学に至っては完全に途切れているため、就職をするときに、本人の問題として降りかかってしまう。パーソナルカルテは就職先とも情報共有できる手段であってほしい。
- 就学前に子ども支援センターなどに相談するケースが増えており、市町の福祉部局との連携が必要である。就学前からの引継を積み上げることで、きめ細かな指導につなげていきたい。個別の指導計画については、教員が意識を共有して作るものであり、作成割合を早々に100%にすべきと考えている。
- あすなろ学園が作成している支援ツール「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画」を就学前段階で活用し、小学校と接続できれば、教員の負担軽減にもつながり、専門性の高い個別の指導計画ができるので、子ども・家庭局と教育委員会がもっと連携しなければならない。市町教委でも、発達総合支援室等と連携し、活用していただければと思う。

[平成28年度第7回三重県総合教育会議]

1 開催年月日 平成29年2月3日(金)

2 協議事項

- 家庭教育の充実について
- 幼児教育の充実について

3 出席者

三重県知事、三重県教育委員会教育委員(教育長を含む5名)、
三重県教育委員会特別顧問

4 協議結果(主な意見) (●は知事の意見)

<家庭教育の充実について>

- 応援戦略は良いものになった。今後、家庭の自主性を尊重しつつ、支えが必要な家庭に対して積極的な支援ができる施策を立案してほしい。10分以上の読書をしている子どもの割合が全国平均を下回っているが、読書習慣の定着には家庭の支えが必要であり、読書文化を形成していく必要がある。
- 応援戦略は、理念がしっかりしている。今後は、理念や想いを家庭までいかに届けるかである。
- 地域社会の中で家庭が孤立していて、家庭の中でも父、母、子それぞれが孤立している現状にある。孤立化に対応するために、父親同士、母親同士、子ども同士が、地域をベースとしてつながることが必要であり、地域社会の主体としてのまちづくり協議会やコミュニティ・スクールを家庭教育のポイントに据えることが必要である。
- 学校ですべてができるわけではないので、「地域未来塾」のように、地域の人に助けてもらうことが必要である。これを制度化する仕組みがコミュニティ・スクールであり、地域学校協働本部であるので、これらを広めていけると良い。また、教育と福祉、医療との連携などを、市町で積極的に進めていく必要がある。
- 三重県PTA連合会では「ファミリープログラム」を導入し、保護者同士の交流や学習の取組を進めており、こうしたグッドプラクティスを応援戦略の中で紹介してはどうか。
- 卓球のリオ五輪銅メダリストの伊藤美誠(いとう みま)選手の母親は、音楽でもスポーツでも一流のものを見せることで、あらゆる可能性を広げてあげたという。また、柔軟性を欠く子どもにならないように、卓球以外のスポーツも経験させたい。それを聞いて、やはり家庭教育は、それぞれの子どもや家庭の実情を尊重することが大切と感じた。

<幼児教育の充実について>

- 保幼小連携は、事例研究をしっかりと行い、メリットとデメリットを総合的に評価しながら、理念や政策に生かしていくことが必要である。
- 自分の子育ては、台所仕事をしながらなど、「ながら」の中での関わり合いだったことを反省している。5分間でいいので、子どもと真剣に話し合う時間を持つことが大切である。
- 幼稚園・保育所は自由な部分があるが、小学校はカリキュラムが固まっているので、両者の接続は難しく、全国的にもうまくいっていないのではないかと。だからこそ、子どものカルテのようなものが必要だと思う。幼稚園と保育所の制度の壁は何とかしたいし、子どもにとってどのような幼児教育施設が良いのかを考えていく必要がある。
- 何のために保幼小接続するのか理念や目的を明確にし、保護者にも示す必要がある。幼児期は遊びを通して人格が形成され、小学校は教科による学びが中心となる。両者のギャップは大きいですが、その接続に取り組むよい機会なので、ぜひ議論が深まることを期待している。
- 県教委で作成中の保幼小の接続カリキュラムは、スタンダードなものであるもので、それぞれの小学校区で交流カリキュラムなどを作っていくことが大切である。モデルカリキュラムを基に、地域で具体的なカリキュラムを作ることができるよう、保幼小の双方がその必要性を理解することが必要である。
- 中学→高校→大学と比べ、保幼小の接続の重要性が十分理解されていない。なぜ幼児教育の充実の中で接続が大事なのかということを実例の研究から論理的に整理し、理解してもらうことが大切である。接続のツールだけでは前に進まない。接続の重要性を示す材料を集めることが重要だと思う。

(7) 審議会等の審議状況について

(平成28年11月21日～平成29年2月14日)

(戦略企画部)

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	当該期間中は、開催されませんでした。
3 委員	会 長 早川 忠宏 会長職務代理 岩崎 恭彦、川村 隆子 委 員 藤本 真理 他3名
4 諮問事項	
5 調査審議結果	
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成29年1月17日
3 委員	会 長 藤枝 律子 会長職務代理 岩崎 恭彦 委 員 尾西 孝志 他2名
4 諮問事項	部分開示決定に係る審査請求事案について
5 調査審議結果	審査請求1事案について審議され、答申が確定しました。
6 備考	

